

令和6年 第2回

武蔵野市教育委員会定例会

令和6年2月7日

於 412会議室

武蔵野市教育委員会

令和6年第2回武蔵野市教育委員会定例会

○令和6年2月7日（水曜日）

○出席委員（5名）

教 育 長	竹 内 道 則	教育長職務代理者	清 水 健 一
委 員	井 口 大 也	委 員	高 橋 和
委 員	岩 崎 久美子		

○事務局出席者

教 育 部 長	藤 本 賢 吾	教育企画課長	牛 込 秀 明
指 導 課 長	荒 井 友 香	統括指導主事	高 丸 一 哉
教育企画課 学校施設担当 課長	西 館 知 宏	教育支援課 教育相談支援 担当課長	勝 又 玲 子
教育支援課長	祐 成 将 晴	図 書 館 長	森 本 章 稔
生涯学習 スポーツ課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	高 橋 徹	生 涯 学 習 ス ポー ツ 課 ス ポー ツ 推 進 担 当 課 長	茂 木 孝 雄

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案
 - 議案第1号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について
 - 議案第2号 武蔵野市立小・中学校教育管理職の人事について
4. 協議事項
 - (1) 武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針（案）について
5. 報告事項

- (1) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会について
- (2) 学校給食費無償化に関する庁内検討調整会議の設置について
- (3) 武蔵野市ロードレース2024の開催について
- (4) 令和5年度第8回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者について
- (5) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会設置要綱の制定について

6. その他

◎開会の辞

○竹内教育長 ただいまから令和6年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、清水委員、高橋委員、私、竹内の以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

◎事務局報告

○竹内教育長 これより議事に入ります。

本日の議事のうち、議案第2号、武蔵野市立小・中学校教育管理職の人事については人事に関する案件であることから、最後に非公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、非公開といたします。

事務局報告に入ります。

教育部長、お願いします。

○藤本教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等につきまして報告いたします。

まず、教育委員会に関することです。1月27日に開催した第17回武蔵野教育フォーラムについてご報告します。

今回は「子どものやりたい！を実現する学校づくり～子どもが意見を述べ、参画する学校を目指して～」をテーマに、実践報告とパネルディスカッションを行いました。

実践報告では、第五小学校の武蔵野市民科と展覧会のコラボレーションの取組、関前南小学校の関前スタンダードの改定や環境問題への取組を先生方から、第六中学校の標

準服の決まりの緩和の取組については生徒会の皆さんから発表いただきました。パネルディスカッションでは、子どもの代表、学校代表、地域代表、学識経験者、教育委員会からは岩崎委員にもご参加いただき、「子どものやりたい」を実現するためにできることについて意見を深めていきました。当日は、教員、保護者、地域、市議会議員など、発表者などを含めて合計84名の方にご参加いただきました。

アンケートでは、「中学生の生き生きとした姿を見て主体的な学びの成果を見た気がした」「自分のイメージにとらわれていることに気づかされた」「教育は古くて変わっていないという前提で考えていることを思い知らされた」「素晴らしい内容だったので自分たちで社会やルールは変えられることを学校や大人にも知ってほしい」「子どもの自由な発想を大事にすることとより良い結果を出して達成感を味わわせることのバランスが難しいと感じる」「大人の仕掛けや声かけが非常に大事になってくる気がする」「不登校などの「子どもたちのやりたい」を実現する環境づくりの視点を考えてほしい」といったご意見をいただきました。

今回の取組を市立小・中学校と共有し、子どもの意見表明や参画の一層の充実を図ってまいります。

次に、1月29日に開催した今年度2回目の開かれた学校づくり協議会代表者会について報告いたします。

今回は、近年の不登校児童・生徒数の増加や子どもの権利条例の施行等を踏まえ「地域と共に考えるこれからの子どもの居場所づくり」をテーマに、グループに分かれて意見交換を行いました。

委員の皆様からは、「独りでいたい子もいれば大勢でいたい子もいる。一人一人の思いを認め合うことが大切だ」「不登校の子がどこの機関とつながり何をしているかについて、学校は各機関との情報連携をしっかりとってほしい」「そもそも居場所は誰がつくるべきものだろうか。大人が干渉し過ぎると自分たちの居場所だと言われても子どもにとって違和感があるのではないか。武蔵野市民科等で子ども自身にどんな居場所が欲しいか考えさせてもいいのではないか。実現するには難しいものもあるだろうが、子どもの主体性を引き出すことが大切だ」「教育機会確保法の存在を地域も知っていかなくてはならない」「自分たちの身近に居場所があるんだよということを伝えていく必要がある」「多様な居場所という点で日中のコミュニティセンターの活用をもっと考えていいのではないか」などの意見が出されました。

参加者の皆様からのご意見を踏まえ、今後、学校や関係機関と連携した子どもたちの居場所づくりを進めていきたいと考えています。

次に、市内の学校の状況についてご報告いたします。2月を迎え、1年間のまとめの時期となり、多くの行事などが行われております。1月のインフルエンザによる学級閉鎖の状況につきましては、学年閉鎖は1学年、学級閉鎖は8学級であり、12月よりも減少しております。

市立小・中学校の書き初め展を、1月27日から3日間、市民文化会館で開催しました。全小・中学校で児童・生徒が取り組んだ作品のうち、小学校1・2年生の硬筆書写が約250点、小学校3年生から中学校3年生の毛筆書写が約750点、展示されました。3日間で3,666人の来場者の方に鑑賞していただきました。

また、同じく市民文化会館で、市立小・中学校美術展及び特別支援教育紹介作品展を2月2日から6日の正午まで開催しました。全小・中学校の児童・生徒が図画工作と美術の時間に作成した作品や特別支援学級の紹介とともに、本年度も本市と友好都市交流をしている富山県南砺市利賀村及び長野県安曇野市豊科の小・中学校の児童・生徒の作品が特別展示されました。5日間で3,081人の来場者の方に鑑賞していただきました。

次に、東京都小学生科学展についてです。1月12日から14日まで、江東区青海にある日本科学未来館で開催されました。本市からは昨年9月に選出した第五小学校6年生児童の作品「どれが速い、クロールの手の形」を出品し、東京都教育委員会より優秀賞を頂きました。東京都教育委員会より展示用ポスターと賞状が届いており、既に第五小学校へ送付しています。また、各校から市教育委員会へ出品していただいた学校推薦作品については、市教育委員会賞として賞状を作成し各校へ送付しています。どちらも各校で賞状を伝達していただいております、一人一人の自信と意欲を高める取組の一つになっていると考えています。

続いて、市内の研究発表会について、1月26日に開催した関前南小学校では、118名の市内外の先生方に参加いただきました。今回は研究主題を「物語を自ら読み深める児童の育成～「言葉による見方・考え方」を働かせ、深い学びを実現する授業づくり～」と定め、全学年全学級の授業公開及び研究協議会を行いました。研究協議は低・中・高学年ごとの分科会に分かれ、国語の物語教材の学習を充実していく上での留意点などを深めることができました。

2月9日には、第三小学校が「自分の思いや考えをもち、深める児童の育成～子ども

主体の対話的な学びをとおして～」をテーマに研究発表会を開催する予定です。

最後に、昨年12月に市立小学校で発生した、男子児童が学習者用コンピュータを使って女子児童の着替えを撮影した事案についてです。

本件については1月11日に新聞報道され、各種メディア等でも取り上げられました。本来学習に使う端末で、大人であれば犯罪となる不適切な事案が発生したことについて、子どもたち、保護者、地域の皆様に多大なご不安を与えたこと、心より深くおわび申し上げます。

本件に関する対応として、武蔵野市学習者用コンピュータ通信臨時号を作成して市役所ホームページに掲載し、学校緊急メールを通じて全小・中学校の保護者に市教育委員会としての方針を示しました。

本件の本質は、問題行動が発展した非行行為であると考えています。そのため、まずは指導面として、1、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育や道徳教育を一層推進すること、2、情報社会における自分の行動が与える影響等を考える情報モラルの育成を徹底すること、3、最後に、子どもたちが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命（いのち）の安全教育」を推進することといった3つが重要であると考えております。各学校ではこれらの内容に関する校長講話を全校で行うとともに、3学期中に各学級で人権教育、情報モラル教育に関する指導を発達段階に応じて必ず1回以上行うことを指示しているところです。

また、後ほど協議をいただきます3年間の学習者用コンピュータの活用授業の総括と、今後の活用に向けた指針である武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針でも、さきの3つについて位置づけてまいります。加えて、各校では情報モラルを含め、これからの時代に求められる情報活用能力の育成に向けた年間を通じた指導計画の作成、実施に取り組んでいるところです。施設環境面からは、盗撮やのぞき、不要な侵入などの問題行動を隠れて行うことができないよう、全校に更衣室等の整備、整頓について改めて指示しています。

現在、当該校では教育支援センターや警察などの関係機関と連携し、児童への心理的ケアと当該児童への指導等を進めているところであり、学校からの報告や事務局が授業の様子を視察する限りでは、子どもたちはしっかりと学習に向き合っています。引き続き当該校とは密に情報共有をしながら対応に当たるとともに、市全体として児童・生徒が適切かつ効果的に学習者用コンピュータを活用していけるよう、各校と連携した取組

を進めてまいります。

以上で事務局報告を終わります。

○竹内教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 最後の学習者用コンピュータによる児童間の盗撮ということで今お話があって、指導面で①、②、③とこの3つをやっというこ、これとても大切なことだと思います。それから、校長講話ももうやっているということ。

こういったことというのは、こういうことが起きたからこういう指導をしますということのももちろん大事なんだけど、これってすごく大事なのは、積み重ねてこういう意識が身についていくということなので、やっぱり道徳教育とか人権教育というのをこれからもさらに力を入れて、子どもたちにそういう力をつけていくというようなことをぜひお願いしたいなと思っています。

以上です。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 1月27日に行われました教育フォーラムですけれども、私も出席させていただきました。いい発表だったと私は思っております。また、子どもたちの生き生きとした姿というのも動画で紹介されていました。

あのような授業って、とても先生方にとっては今まで以上の手間と苦労もかかることかなと思うんですけれども、子どもたちの夢を実現するということではとても大切な授業だったのではないかなと思っております。

また、実際にやったということが、ほかの学校の先生方も知って、そこでまた広がりができるといいなと思いました。例えば、違う学校への出張授業のような、こんなことを自分の学校ではやったよということ子どもたちが伝える機会があると、さらに、じゃ、僕の学校ではこんなこともやってみようみたいな発展にもつながるのかなと思しました。とてもいい教育フォーラムだったと思います。

以上です。

○竹内教育長 ほかはいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 教育フォーラムにつきましては、「子どものやりたい」を実現するためにできることというとてもいいテーマで、まさにここは子ども主体の動きが出てきたなと思

います。子どもたちが思っていることを動くことで、それがかなうという一面もあると、また全てはかなわないながらも、折り合いをつけながら徐々に学んでいく、とてもいい内容だったなと思いました。

もう一点は学習者用コンピュータによる盗撮についてですが、今後、夏の水泳指導などが入ってくる際には、体育の授業とはまた違って裸になるわけですから、ぜひ二度とこのようなことが起きないように、各校の更衣室の環境もなかなか難しい面もあるでしょうけれども、しかしそれはどんな障壁を取っ払ってでも、子どもたちが安心して授業に向かえるように引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○竹内教育長 よろしいですか。

◎議案第 1 号 武蔵野市教育委員会教育目標及び令和 6 年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について

○竹内教育長 それでは、次に議案に入ります。

議案第 1 号、武蔵野市教育委員会教育目標及び令和 6 年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）についてを議題といたします。

説明をお願いします。

教育企画課長。

○牛込教育企画課長 それでは、議案第 1 号、武蔵野市教育委員会教育目標及び令和 6 年度武蔵野市教育委員会の基本方針（案）について説明をいたします。

こちらにつきましては、前回 1 月の定例会での協議を踏まえて修正を加えて、今回議案として提出をするものでございます。

主な変更点についてご説明をします。

まず、1 ページ目であります「人権教育や多様性を生かす教育の推進」の項目につきましては、当初この下線部で「最適解」、「納得解」という言葉を使っておりましたが、より広い意味合いを出すために「子どもたちの様々な意見を基に」という言葉、あと「相互の合意」という表現を追加して、修正をしております。

また、その下、当初「これらの取組により」ということでしておりましたが、教育活動全体で自己肯定感を育てていくということで「全体」という表現に修正をしました。

2 ページ目の「長期宿泊体験活動の効果的な実施」の項目について、検証委員会にお

いて何を検証するのかと、「どのような資質・能力が育まれているのか」という何を検証するのかを明確にするため、そのような言葉を追加しております。

3 ページ目の「学校図書館を有効活用した教育の推進」という項目については、子どもたちが読書に親しむ、読書の楽しさを味わうという表現に対応させるため「読書センター」という文言を加えたこと、またこれらの機能を「計画的に」強化するという表現に修正をしました。

そして、4 ページ目。「デジタル・シティズンシップ教育の推進」の項目では、この「人権教育・情報モラル教育の視点」という表現を、ここで改めて表記を追加しております。

そして、5 ページ目の「特別支援教育の充実」の項目につきましては、市の第六期長期計画・調整計画の表現に合わせた形で、「合理的配慮を行うため」の支援提供体制の整備を進めるという表現に修正をしました。

そして、飛びまして8 ページの「学校における働き方改革の推進」の項目については、まず初めのところで、この改革の目的である「子どもたちの教育環境の改善」ということをまず初めに明記をしました。

そして、9 ページ、「児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の整備」というところで、こちらの第一中学校については、第五中学校の表現に合わせる形で「令和7年度3学期からの使用開始を目指します」という表現に修正をしました。

そしてもう一点が、第二中学校、第六中学校の統合の要否、第二小学校の移転の可能性という表記をしておったんですけども、先日、市議会で第六期長期計画・調整計画に関する全員協議会が行われて、そこでこの長期計画と市長の公約との整合性に関する議論も行われました。その議論を踏まえた形で、特定の学校に限定しないという形で「上記以降に改築を予定している学校については、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえて全市的な視点から課題を検討する」という表現に修正をしております。

そして、続きまして9 ページ、「生涯学習・スポーツ事業の充実」の前文につきましては、「学びをおくる」という表現でありましたが、双方向で学びを広げていくというニュアンスを出すため「学びおくりあう」という表現にしております。また、「国際大会等」のところは当初オリンピック、パラリンピックという言葉をつけておりましたが、それに限定しない広い意味での国際大会ということで修正を行いました。

そして10ページ、「学び始める機会の提供」については、この市民アンケート調査の

対象を明確化するために、「新しい時代の事業テーマ」という表現に修正をしました。

そして11ページ、「スポーツを支える担い手づくりと活動支援」につきましては、従来の体育協会が来年度から「武蔵野市スポーツ協会」という名称に変更する予定であることから、このような修正を加えております。

そして、12ページにつきましても当初オリンピック、パラリンピックという文言を入れておりましたが、より広い意味合いを出すために「国際スポーツ大会」という表現にしております。

説明については以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今お話しいただいた中で、10ページでは「また、国際大会等のレガシーを生かし」という言葉、表現になっております。一方で12ページでは「国際スポーツ大会のレガシー」となっておりますが、これについて、あえて変えているのか、それとも特段事情がないようでしたら同じ表現に変えるか、その辺についてはいかがでしょうか。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 スポーツ推進担当課、茂木でございます。

10ページの「国際大会等」は、基本方針7の生涯学習・スポーツ事業、スポーツに限らず生涯学習にも係るものもございますので「等」という言葉を入れてございます。12ページは、スポーツのみの内容となりますので、「国際スポーツ大会」という記載としております。

以上でございます。

○井口委員 分かりました。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第1号、武蔵野市教育委員会教育目標及び令和6年度武蔵野市教育委員会の基本方針(案)について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎協議事項

○竹内教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項(1)武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針(案)についてを議題とします。

説明をお願いします。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 では、私から、協議事項、武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針(案)についてご説明をさせていただきます。

協議事項(1)の資料の目次をご覧ください。

本指針は大きく7つの項目と参考資料で構成をしております。

1つ目が指針の策定にあたってということで、本指針の位置づけや試行授業の経緯、各種調査等から見えた学習者用コンピュータ活用に関する成果と課題についてです。2つ目が、これからの時代に求められる情報活用能力について。そして、3つ目、4つ目が学校の役割。こちらは、児童・生徒の学習活動の視点と教員の指導の視点の両面からまとめております。そして、5つ目がデジタル・シティズンシップ教育の指導事例、6つ目が家庭・地域との連携について、最後の7つ目が教育委員会の役割という構成をしております。また、参考資料として、市としてまとめました「育成を目指す情報活用能力」と、令和2年8月に作成をした試行授業を進めていく上での「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」を記載しております。

それでは、内容について具体的に説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

初めに、指針策定にあたって、本指針の位置付けとこれまでの経緯でございます。

まず、本指針の位置付けですが、本市はこれまでも体験活動の充実、市民性の育成など教育活動を総合的に進めてまいりました。本指針で示す「デジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成」もその1つであり、「学習者用コンピュータ活用事業」はその柱をなすものでございます。令和元年12月に国からGIGAスクール構想が示され、本市として本構想を活用して市立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習者用コン

ピュータを導入いたしました。その際には令和2年7月に総合教育会議で協議し、令和2年8月に「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」を教育委員会で決定し、児童・生徒が自ら学習に必要な文具として位置づけるとともに、試行期間に貸与する学習者用コンピュータについては市で調達し貸与するものと決めました。

その後、試行期間3年間取り組んできましたが、その概要につきましては2ページ、3ページをご覧ください。

続いて、学習者用コンピュータ活用の成果と課題についてです。

4ページをご覧ください。

全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙や、令和5年7月に実施した武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関するアンケートの結果につきましては、これまでも定例教育委員会にて報告をさせていただきました。それらの結果から、今後の課題や懸念事項として4ページ下段の5つに整理いたしました。

1つ目が、教科によって学習者用コンピュータの活用状況に差があること、ICTの活用技術に不安を抱えている教員が3割程度いること、家で学習者用コンピュータを使う約束がない家庭が多いということ、保護者のデジタル・シティズンシップ教育についての認知度が低いということ、学習者用コンピュータを活用することによる健康面への不安や実体験の減少等について不安を感じている保護者も多いということ、こういったことが課題としても出てきました。

次に、運用する中で見えたそのほかの課題でございます。5ページをご覧ください。

学校で活用が進むにつれ故障台数が増えております。修理のための市の予算も限られており、今後、児童・生徒が自分の端末として責任を持って扱うような工夫が必要であると考えております。また、学習者用コンピュータを含めた持ち物の重さについても保護者等から改善の要望が寄せられ、次期端末の導入の際にはこうした重量についても併せて検討していく必要がございます。

さらに、授業における学習者用コンピュータの活用が進むにつれ子どもたちのICTを扱うスキルも向上しているんですが、一方で市内の学校で児童・生徒による学習者用コンピュータの不適切な使用が発生しており、デジタル・シティズンシップ教育の中でも情報モラルの育成といったことが課題として挙げられます。特にICT機器は、使い方によってはいじめや性犯罪等を助長してしまうということをしつかりと教えていく必要があると考えております。そのため、情報の発信や取扱いに関する法的な知識や使用

する際の注意点の理解と実践、また情報モラルの大本としての人権意識の育成や継続的な指導ということが大事になると考えております。

6 ページ、3 段落目をご覧ください。

こうした現状を踏まえまして、子どもたちのデジタル・シティズンシップを含む情報活用能力の育成を目指す、計画的に進めていく、そういったところから、武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会で武蔵野市版の育成を目指す情報活用能力を作成いたしました。6 ページ下段にはそのイメージ図を描かせていただいております。参考資料 2 では、こちらの資料を掲載させていただいております。

作成に当たりましては、育成を目指す資質能力を「知識及び技能」「思考力・表現力・判断力等」そして「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの観点に分け、さらにステップを 1 から 4 と 4 段階に設定をいたしました。子どもたちの実態に応じて各校にて段階的に指導ができるように構造化をいたしました。詳しくは参考資料 2 をご覧ください。

続いて、学校の役割です。こちら 7 ページをご覧ください。

子どもたちが学習者用コンピュータを適切かつ効果的に活用するには、学校では次の 4 つのことを進めていくことが重要であると整理をいたしました。

1 つ目が文具としての活用というところでございます。各校での実践を収めた学習者用コンピュータ活用実践事例や ICT リーダー連絡会等を通じて、それぞれの学校の取組、実践、そういったものを共有するなど、学習者用コンピュータの適切かつ効果的な活用を今後も一層進められるよう工夫するほか、一番最後のところですが、不登校支援、学びの機会を確保する手段としての積極的な活用等も進めていく必要があると考えております。

2 つ目に、本市の特色ある教育活動をより効果的にするための活用ということで、武蔵野市民科やセカンドスクールなど特色ある取組における活用ということ、今後も進めていく必要があると考えております。

3 つ目に、児童・生徒への「育成を目指す情報活用能力」の明確化ということで、先ほどの「育成を目指す情報活用能力」を分かりやすい形で子どもたちあるいは保護者の方々にも認識をいただくということが、工夫として必要になってくだろうと考えております。

そして、そういったことを 4 つ目、情報活用能力育成の年間指導計画に基づく計画的な指導や、児童・生徒の意見を踏まえた校内外における適切な活用方法の作成といった

ことが重要であるというふうに考えております。

続いて8ページをご覧ください。

学校の役割の2つ目として、教員のICT活用能力の向上があります。各校では、校内のICT活用リーダーを指名し、定期的な教員研修を進めていく必要があると考えております。指導課もICT推進リーダー会の設置や夏季研修等を行って、学校の支援をしていきたいと考えております。

続いて9ページをご覧ください。

先ほど事務局報告にありました学習者用コンピュータを使った男子児童による女子児童の着替えの撮影といった件を受けまして、情報活用能力のうち特にデジタル・シティズンシップの指導事例ということで、こちらのページの内容を加えさせていただいております。

さきに述べましたとおり、ICTは使い方によってはいじめや性犯罪等を助長してしまうということをしっかりと教えていく必要があります。そのため、デジタル・シティズンシップのうち他者への配慮、自分の行動への責任、情報の発信・取扱いに関する法的な知識理解と実践、セキュリティーとプライバシーへの配慮、生成AIの進展などICT技術の進歩に伴う社会の変化への対応、情報の真偽や質を見分ける力、SNS等の適切かつ効果的に活用する情報発信あるいは受信といった情報モラルやクリティカル・シンキングなどに関する力を様々な場面で指導していく必要があると考えております。こうした力は一度の取組で身につくものではなく、継続的に指導し、その成果を定期的に確認するなどの工夫が必要です。

また、全てを規制しICTを児童・生徒から引き離すことは、子ども自身が学習者用コンピュータをはじめとしたICTの自律的な活用にはつながりません。そのため、子どもたちが自分の判断でICTを適切かつ効果的に活用できるよう、学習者用コンピュータへの規制はフィルタリングの設定など最低限にとどめ、子どもたちが自律して活用していくよう学校、家庭で連携して指導していくことが重要であると考えております。

学校では、「特別の教科 道徳」をはじめ各教科等の授業や日々の指導を通じて、情報モラルや人権教育を計画的に取り組んでまいります。9ページ下段から10ページにつきましては、それらの具体例として掲載をしております。こちらをご覧ください。

そして、11ページ、12ページは、家庭や地域の連携について記載をしております。

家庭では、例えば学習者用コンピュータの使用に関する約束づくりとして、一番下に

書かせていただいておりますが、使用する目的、時間、場所、使う機能などを子どもと一緒に考えていくことが想定されます。

そして、12ページですが、地域の役割と関係機関との連携ということで、ICTにたけた地域人材の協力といったことや、12ページの一番下に記載しましたが、その時々最新の知見に基づいた対応をしていくために、警察や情報通信に関する企業、NPO等々関係機関と連携していくことが今後も大事になってくると考えております。

最後に、教育委員会の役割です。教育委員会につきましては、さきに述べたような教員研修や家庭・地域への啓発のほか、環境整備、さらには次期学習者用コンピュータの調達についてを記載してございます。特に次期端末の調達につきましては、これまでの経緯や課題、本指針でここまで述べてきました内容、また学習者用コンピュータ活用検討委員会における意見などを踏まえまして、次のように整理をさせていただいております。

一番下のところでございます。13ページですね。①引き続き児童・生徒が自ら管理する「学習に必要な文具」という考え方を継続する。②その上で、本指針で述べてきた取組の一層の推進、課題の解決といった視点を基に、令和8年度以降に導入する学習者用コンピュータの機種、導入ソフト、修理に対しての保険導入等について検討する。

14ページにいきまして、③令和6年度に学習者用コンピュータ選定委員会を開催し、調達にあたっては、現場の使用状況や実態を、踏まえ効果的に運用できるよう、学校から意見聴取する機会を設ける。④なお、国からは5万5,000円の補助金の見込みがあり、本市としても申請をしていく。⑤その上で、調達方法としては、CYODやサブスクリプションなど、児童・生徒が市からの貸与ではなく自分の機材として責任を持って利用するとともに、保護者への負担を考慮した方法を中心に検討をするという形で記載をさせていただきました。

次ページ以降は、参考資料となっております。

本日机上に配付いたしましたが、ここまで説明した指針の概要版もございますので、そちらもご覧ください。

私からの説明は以上です。ご協議のほどよろしく願いいたします。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 活用指針については非常によく考えられており、良いと感じました。

加筆が可能であればですが、明確に法令遵守、つまり活用におけるコンプライアンスの概念を前面に出した記述も必要ですし、それに基づいて児童・生徒にきちんと教え込むことも大事です。

武蔵野市子ども権利条例が施行され、武蔵野市の子ども権利が保障されたことはすばらしいことですが、権利があれば義務も生じるわけですから、この義務について、武蔵野市の市民科を通じて学校教育できちんと教授することが重要と思うところです。

この場合の義務とは何かというと、子どもであっても市民としてのコンプライアンスを守ってもらうことだと思います。大人ですと、法律、条例などを遵守することは当然ですが、子どもの場合は、社会規範などのルールを明確に提示し、それに抵触した場合は罰則を科することを前提として明示することで、予防的措置を伴った教育指導となると思います。

今回のデジタル・シティズンシップですが、5ページの下から4行目に「情報の発信や取扱いに関する法的な知識や使用する際の注意点の理解と実践」と書かれているので、具体的に指導されると思いますが、明確に何が法に触れるか、例えば著作権も教育的使用は多くが認められておりますが、一般には著作権の扱いは厳しいので、このような法令は授業で教えて欲しいものです。

可能であれば明確に、シティズンシップとして何が義務として児童・生徒にも課せられるのかの明示をお願いできればと思います。

以上です。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 まず第一に私も岩崎委員と同じで、やはりこのデジタル・シティズンシップというところがより明確になる。後ろのほうに来るのではなく、それこそそれがまず大前提としてあった上での活用の仕方ということについて考えていくということが必要なのかと思いました。

1年目、令和3年度というのは実際にまずは使ってみるところから始まり、2年目は活用してみたと、3年目になると活用の課題に向き合ってくるというふうに、年々発展をしているわけなんですけれども、やはりそこでこそデジタル・シティズンシップってとても大切だよねということを理解し、そこでより重要性が明確になってきたのかなと思っております。

私からは1つ質問がございまして、教育委員会でICTサポーターというのがいらっ

しゃいますけれども、ICTサポーターについて今までの見聞きした中では、どちらかというと学校の先生への指導というところが主なお仕事になっていたのかなと思うんですけれども、例えば専門的なものに関して日々教育委員会の中でも助言なりサジェスションというものが行われているのかなということを質問させていただきたいと思います。

なぜならば、やはり子どもたちに与えている以上、教育委員会としてもプロフェッショナルであるべきだと私は思うんですね。その情報、ICTというのはやはりかなり専門性が高いし、これから特に必要になってくることである。一般的な企業であってもやはりそのセキュリティーであったりとかICTの部分って非常に重要な1つの課であると思うんですけれども、そのあたりというのがどのようになっているのかというところを教えていただきたいなと思いました。

○竹内教育長 指導課長。

○荒井指導課長 ご指摘のとおりICTサポーターについては学校現場の支援や助言という形で活用させていただいております。指導課の中では、現在2社と契約をして人材を派遣していただいて、セキュリティーや取扱いについての助言を日々受けているというところでございます。

以上です。

○竹内教育長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今、助言を受けているというお話でした。もちろんこれは大きな変革の部分になるのかなと私は思うので、そんなに簡単なことではないと思っておりますが、やはり教育委員会の中にこそ、そのプロフェッショナルというのが1つ役職としてでもあるぐらいに大切なこと、また今後20年後というところを見据えれば必ずと言っていいほど必要になってくることかなと特に思いますので、ぜひそのところは検討いただきたいかなと思いました。

また、家庭と教育現場の両輪になって子どもたちへの情報モラルというところというのを構築していく必要性というのを感じました。

以上です。

○竹内教育長 清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 ページに沿って順番にいきたいと思います。

まず、4ページの中頃ぐらいですね。「一方、中学校では」と書いてあるところの上

から2行目なんですけれども、「教科担任制のため限られた時数の中で教科の目標達成と、学習者用コンピュータの活用の両輪を進めていくことの難しさ」と書かれているんですが、これ「教科担任制のため」なのかなと読んでいてここで引っかかったんですね。むしろ小学校よりも中学校の教科担任制のほうが、授業の研究をして、そこでこういう形で学習者用コンピュータを取り入れたら効果的になるんじゃないかとかということの計画が、私は立てやすいんじゃないかと思うんですね。だから、この文章はちょっと見直していただきたいなと思いました。

それから、5ページ、もう前から私は申し上げているんですけども、学習者用コンピュータを使った授業を見ている中で、子どもの中に大事に扱っている子と割とぞんざいに扱っている子がいるんですね。やっぱり不注意とか乱暴に扱った結果の故障については保護者負担ということも考えていかななくてはいけないのではないかなと思っていますところ。

何が言いたいかというと、この辺を例えば保護者負担で修理することもありますよというぐらいの文章を学習者用コンピュータ通信に載せて、保護者に周知していくということ、これは必要じゃないかなと思っていますので、何でもかんでも必ず保護者負担ですよということではないけれども、状況によってはそういうこともあり得るということを発信して、やはり家庭でそういうことを話題にしてほしいなと思っています。

それから、同じ5ページの下から5行目なんですけれども、「いじめや性犯罪等を助長させてしまう、あるいはその温床となる面もあることをしっかりと教えていく必要がある」とあります。私は、学校は教育の場なので教えていくということも必要なんですけども、やはり児童・生徒が自分で考えて、どういうことはいいけれども、どういうことはやっちゃいけないんだということを、子どもの言葉で子どもの中から湧き出させていく、そういうような進め方をしていただきたいなと思っています。

それから、同じ内容で9ページなんですけれども、やはりデジタル・シティズンシップ教育を進めていく上で、教えることと児童・生徒が自ら考えて学んでいくことというののめり張りをつけた教育というのがすごく大事だろうと思っています。ですから、この中に「児童・生徒が自ら考えて理解していく」というような文言を入れられるところがあれば入れて、そののところが学校が意識できるようにしていただくといいかなと思っています。

それから、11ページ、家庭・地域と連携して児童・生徒の情報活用能力を育てる、こ

れ非常に大切なことだと思っています。教育委員会からいろいろな形で家庭や地域に発信をしてくれているということ、これは非常にいいことだと私は思っています。もう一方で、例えば家庭とか地域が考えていることを吸い上げるというか、例えば学校公開の中でみんなで話し合うというような場面において吸い上げるとか、あるいは保護者会で家庭で取り組んでいること、家庭で困っていること、そういったものをどんどん吸い上げる中で、家庭と地域と学校が一緒に考えていくということ。これがやっぱり一番大事なんじゃないかなと思っているので、その辺を伝えられるような文章というのが入っていただけないかなということをお願いしたいなと思っています。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○荒井指導課長 複数のご意見いただきました。ありがとうございます。

いずれも文章の内容と今後の方向性に大変大きいご提言だったと思っていますので、この後一つ一つ精査して検討させていただければと思います。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今回はこの学習者用コンピュータの活用指針ということの内容ですので、これをぱっと手渡された保護者は、一番関心があることの1つに、インフルエンザ等の学級閉鎖で今後どのようにこの学習者用コンピュータが活用されるのだろうかという点が、知りたいこととして表れてくるのではなかろうかと。それについての項目立てという中からはとても見つけづらい、またはそれについての表記がとても薄いのではなかろうかと感じたところです。

この活用指針ということですので、大きな概念的なこともそうなんですけれども、ここから先こういうふうに使っていきますよということについて少し掘り下げた表記みたいなものも入っていくと、ぱっと見た保護者も、とてもそこについては関心がより深まるのかなと思ったところです。

次は、11ページにございます6番の家庭・地域と連携したというところです。これは、この家庭の役割ということで定めるわけですがけれども、これが実際に家庭にちゃんと届くのかどうかというところが一番のポイントなのかなと思っています。そもそも保護者会等を学校が開催した際に、その保護者会に来ることができない家庭も一定数いるという中で、実際にそれを紙でお配りして、ちゃんとそれが保護者に伝わるのかと。伝わ

ったとしてもそれは一方通行ですし、もしかしたらその学期が終わるまでランドセルの中で大事に保管されてしまうという例も少なからずあるのかなと。

どのようにこれを家庭に伝えていくのかというのはすごく大切な部分なのかなと思っていて、書いてあるから伝わったわけではなくて、説明したとしても、そこにそもそも来られない家庭への伝え方が大切なのかなと。一例ですと、個人面談は各学校やっている中で、家庭での記入欄みたいな形で、例えばこの約束の中でどこに片づけておくかというお話を子どもとなさったかどうかということ进行を問うたり、うちの家では何時までの使う約束にしましたよとか、その使う、片づけるもそうなんですけれども、どこでやりますよと、またはどこどこでやってはいけませんよとか、その辺のことを実際に言葉にすることで、一斉に行う保護者会には来られない方にも、もう少し多くの方に知ってもらえることができるのかなと思ったところです。

せっかくつくる指針ですので、これが一方通行にならないように、ぜひその伝え方、いろいろなところを工夫していただいて、ぜひ進めていただきたいなと思いました。

以上です。

○竹内教育長 指導課長。

○荒井指導課長 2点あったかと思ひます。

1つが、オンライン学習のことについての言及をということだったと思ひます。ご指摘のとおり、今回は活用指針、どちらかというとも子ども自身の資質・能力を育てるところに、そこを焦点化した冊子だったために、授業の在り方についての記載というのが薄かったというのは事実でございます。こちらについては、改めて内容の目的に沿ってオンライン学習について記載をすべきかについて再検討させていただければと思ひます。

もう一点、家庭、保護者の皆さんにこれを周知していくというところについてですけれども、先ほど一度ご紹介させていただきました学習者用コンピュータ活用通信の臨時号について、今回初めてプッシュ型で一斉送信をするということをしていたしました。ただ、その場合でも一方通行であると。これまでのように紙で、もしかしたら子どもたちの手の中でとどまってしまっていたんではないか、その部分は一つ越えることができたわけですけれども、逆のご意見をいただく場というところではまだまだ課題はあるかなと思ひております。

多様な意見をお持ちの方がいらっしゃると思ひるので、全てを受け入れるということは難しいと思ひますけれども、また個人面談の機会や様々なそういったやり方もあるん

ではないかというところについては各学校の校長にも紹介して、この活用指針については何とか子どもたちにしっかりと情報モラル教育という観点も含めて定着をさせていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、多岐にわたるご意見をいただきました。そのことについては、事務局で検討、そして必要に応じて修正をした上で、これを了承したいと思っております。その結果として報告をすることも場合によっては考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎報告事項

○竹内教育長 次に、報告事項に入ります。

報告事項（１）武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会についてです。本件につきましては、報告事項（５）武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会設置要綱の制定と一括して報告をしたいと思っております。

説明をお願いします。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 では、私から、報告事項（１）武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会についてご報告をさせていただきます。

報告事項（１）の資料をご覧ください。

セカンドスクールをはじめとした長期宿泊体験活動につきましては、令和元年度そして2年度も2年間かけまして武蔵野市長期宿泊体験活動検討委員会を設けまして、例えば活動内容や実施方法等について、これまでの取組を振り返り、これからの方向性について検討し、報告書をまとめました。報告書では、今後の実施に向けて体験活動の系統性や発展性、授業時数の配当、実施日数などに対して提案がございました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、セカンドスクール自体が中止あるいは実施地や実施宿泊数を変更するなどありましたので、報告書の提案を受けた取組は実施できませんでしたが、令和4年度からは様々な感染症対策を講じながら提案内容を踏まえた取組を各校で行ってまいりました。

資料の1の「ねらい」にございますが、今回の検証委員会は、そうした検討委員会の提案を受けた各校の取組の蓄積ができてきたこともあり、その進捗状況を確認し成果と課題を検証するものでございます。

2の実施時期と3の検証内容と検証方法のところですが、実績の蓄積状況、次年度以降への影響を勘案し、今年度中から委員会を立ち上げ1年かけて検証していきたいと思っております。

検証していく内容ですけれども、大きく7つそこには書かせていただいております。1つ目が体験活動の系統性や発展性についてということで、令和4年度から来年度の令和6年度の各校の実施内容や実施予定内容について、「自然体験活動」「よりよい人間関係を育む活動」「当該学年にふさわしい特色ある活動」の3つの観点から分類し、学年進行に合わせた系統性や発展性が担保されているかということについて見ていきたいと考えております。

次に、授業時間の適切な配当ということで、こちらも令和4から6年度の各校の実施計画を集約し、その配当の状況について確認、検証をしております。

そして、3、小・中連携についてということでは、体験活動連携会議というところの在り方を検討しております。

そして、4つ目、教師の働きかけということで、各校における実際の教員や生活指導員の働きかけ等の指導について、児童・生徒に配付するしおりの内容や各校へのヒアリングを基に検証していきたいと考えております。

そして、5番目、評価ということで、令和4年度から子どもたちへの事前・事後アンケートというものをしております。そのデータを集約し、セカンドスクールが子どもたちに与える影響と、1番、4番で述べたような効果的なプログラムや教師の働きかけというところはできているだろうかということについて検証しております。

6番目、実施日数についてということで、以上述べましたことと7番の生活指導員の協議内容等を基に、そして各校の取組状況を基に、実施日数変更による成果と課題ということについて検証していきたいと考えております。

最後、7番目に生活指導員の確保ということで、こちらにつきましては令和3年度も中止あるいは延期あるいは宿泊数の減などもありましたが、生活指導員の確保ということはそれぞれ行っております。ですので、令和3年度以降の生活指導員の確保状況、子どもたちとの関わり、生活指導員から学校に寄せられた声等を集約し、今後の生活指導

員の確保や在り方について検証してまいります。

次に実施スケジュールですが、生活指導員の確保というところをまずは1回目、2回目で行っていきたいと考えております。こちらの理由につきましては、先ほど述べましたとおり令和3年度から生活指導員の確保というところではそれぞれ工夫をしてきているということがございますので、検討委員会の中で受けた提案内容の中でも一番実績が蓄積されているということがございます。ですので、まずはこの生活指導員の検討というところから始めていきたいと思っております。

裏面ですが、年度明けまして3回目、4回目、5回目、6回目につきましては、そこに記載させていただいたようなスケジュールでいきたいと考えております。そうした上で、最終的に総合的な勘案をした上での今後の持続可能な長期宿泊体験活動の在り方ということについても議論をしていきたいと考えております。

委員構成につきましては5番以降でございます。保護者、地域関係者の委員につきましては、指導内容の効果検証を行う令和6年度から参加いただきたいと考えております。

私から説明は以上です。

○竹内教育長 設置要綱は。

○高丸統括指導主事 失礼しました。

あわせて、同様の内容を実施していくに当たっての設置要綱についてが、本日机上に御配りさせていただきました資料でございます。こちらにつきましては、今説明させていただいた内容が主に書かれて要綱としてまとめさせていただいたものになってございます。

以上です。

○竹内教育長 説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 長期宿泊体験活動、セカンドスクールについてですけれども、武蔵野市の特色ある教育活動としては非常に全国的に注目を浴びているし、すごく今までも成果を上げてきたと思います。教育委員として、いろいろな学校のセカンドスクールに視察に行かせていただいているわけですね。そこで子どもたちの姿とか、それから先生たちと話をしたり、あと地域の方と色々な話をしている中で、ちょっとこれは課題かなと思うことがあるのでお話ししたいなと思います。

このいわゆる検証委員会において調査をしていく上で、これすごく私チャンスと捉え

ているんですね。それはどういうことかという、この調査の内容によって学校がいろいろなことに気づいて、セカンドスクールをさらにブラッシュアップしていけたらいいなという、そういう狙いもこの検証に含んでいるんじゃないかという意味でちょっとお話しさせていただくんですけれども、いろいろな学校の体験活動というのは、その学校のセカンドスクールの歴史があって、その歴史の中で体験活動も少しずつ変わってきているのかなと。それから、ずっと変わらずに行っている体験活動もあります。

その体験活動をしている児童・生徒の姿を見ていると、とても楽しそうだし、この中できっと子どもたちはこういうことを学び、力としてつけていくんだらうなというのは何となく分かるんですけれども、先生たちと話をしている中で、この活動って一体どういう位置づけで、どういう狙いでどんな力をつけようとしているのというような話をすると、結構な先生が、えっという感じなんです。というか、話をしてくれる先生もいるんだけれども、それってみんなで共有していますかとかって、いや共有していませんとか。

ちょっとそここのところは、全部意図的に、この活動を通してこういう力を子どもたちにつけていく、そしてセカンドスクールの日々の活動の中で子どもはこういうふうに高まっていますよという、そういう大きな狙い、ビジョンを持って先生たちがセカンドスクールに臨んでいくことがとても大切だと思っています。そこがちょっと弱くなってきているのかなと。

なので、そここのところを、各学校がこれって大切だったけれども、うちの学校はもっとこれ力を入れていかなくちゃいけないんじゃないかなと気づくような何か調査に持っていけないかなということを感じています。ぜひその辺お考えいただいて、この委員会を進めていく上で先生たちからそういう意見が出てくるようにちょっと配慮していただけるといいのかなと。これは切実な願いとしてお話ししました。

以上です。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 いただいたご意見についてしっかりと受け止めて、検証委員会の中でやれることをしっかりやっていきたいと思っております。

○竹内教育長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 今、清水委員がおっしゃるように、本当にこのセカンドスクールは、特色ある武蔵野の教育の中で特色が何かといたら1、2で出てくるくらいの内容でございま

して、それについてはこのグッドデザイン賞も受賞するほどのそれくらい注目を受けているところだということは認識しておりまして、私自身も2回、実際にセカンドスクールに同行させていただいたところです。そこで感じたのは、これらの検証委員の中では、ぜひこの受入先という部分、その持続可能などということもございますけれども、その辺についても少し深くお話を進めていっていただけたらなんて思ったところです。

また、4番の実施スケジュール案の令和6年2月そして令和6年3月、この2回のみで生活指導員の確保についてのお話は閉じてしまっている案になっております。一方、この裏面の委員については令和6年度に依頼ということで、保護者の小学校・中学校枠、そして地域関係者、これも令和6年度に依頼とありますけれども、ぜひこの生活指導員の確保については保護者や地域からの視点もお話しして一緒に考えていていただきたいなと思っていますところです。それによって見えてくる新たな切り口や、その募集方法や人材なども出てくるかとも思いますので、この生活指導員の確保については、ぜひ保護者や地域関係者も入った中でも進めていただきたいなと思っていますところです。

以上でございます。

○竹内教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

令和6年2月、3月にまず生活指導員を確保というところについて出させていただいたのは、先ほどお話しさせていただいたように今までの一番実績としてつかめているということと、ここで話し合うことができれば、大きな課題また対応即できるものがあれば、令和6年度にすぐ対応ができるということがございます。ですので、これをあえて1回目、2回目というところに持ってきたということがあります。

一方で保護者、地域の方々ということになると、いろんな関係団体との調整というものもあるので2月、3月というところはなかなか難しいというところがありますので、令和6年度というところの教育内容でというところから入らせていただくことにいたしました。

一方で井口委員がおっしゃるようなところ、地域の方々、保護者の方々にもご理解ということは非常に大事であると思いますので、この令和6年度についてやってみて、実際のところどうだったのかというところを踏まえて、そういった保護者の方、地域の方からのご意見をいただくという場はつくれたらなと思っています。具体的には第6回目の報告内容の確認についてであるとかそういったところ、後半のところそういったと

ころでも協議ができるかなと思いますので、そこでしっかりとご意見は受けていきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 清水委員、井口委員からのご発言にもありましたように、武蔵野市の長期宿泊体験は有名で存じ上げておりました。教育界で高く評価されており、素晴らしい取組なのでぜひ維持してほしいという願いを持っております。

学校教育というフォーマルな場面ですと先生と子どもは対等に話すことが難しい関係性がありますが、学校を離れて長期宿泊体験といったインフォーマルな状況では気楽に話ができるという教育的ないい面がたくさんありますので、そのような場を設定した武蔵野市の深い教育的思いに感銘を受けます。

そこで、この長期宿泊体験事業を継続的に維持することを考える上で、清水委員からあったように理念を徹底して共有することともに、リスク管理のあり方について積極的に検討してもらいたいと思います。なぜかというと、教育委員会が一生懸命やっている事業で不可抗力に起きたことであっても、一旦事故等が起きると、たとえ良いプログラムであっても、あっという間に日数が減らされたり、存続が難しくなったりすることを、過去に見てきました。効果や発展性を検討することも重要ですが、想定できないようなリスクまでも含めて考え、リスクに対する対応策を整理し、それを教育委員会、学校生活指導員、保護者、児童・生徒、地域の間で徹底して共有することが肝要で、それは逆にいうと教育委員会がここまで考えて事業を実施しているとの証明にもなります。この検証委員会で検証した後で良いのですが、持続可能な長期宿泊体験活動を未来志向で検討していく上で、この事業を有効に持続させるための予防策を徹底して考えていただきたく思います。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（２）学校給食無償化に関する庁内検討調整会議の設置についてです。

説明をお願いします。

教育支援課長。

○**祐成教育支援課長** それでは、学校給食無償化に関する庁内検討調整会議の設置についてのご報告をいたします。

武蔵野市の第六期長期計画・調整計画の答申で、学校給食無償化については「国や都の動向を注視するとともに、その効果や市独自で行うことの必要性など様々な観点から検討する」という記載がされました。その後、皆さんもご存じのとおりかと思うんですけども、東京都知事から学校給食の負担軽減ということで、半額を持つということで、そのようなスピード感を持って取り組むという旨が表明されたことから、庁内関係部署で速やかな検討及び調整を行うために緊急庁内検討調整会議というのを設置して、12月から無償化についての議論を行ってきました。その中で、東京都の補助スキームが実はまだ出ていませんので、スキームが見えていない中で拙速な結論を出すことを避けて、無償化の実施に当たっては様々な課題について目的ですとか課題について時間をかけて検討すべきとの結論が出たため、庁内検討調整会議を設置して令和6年度の実施を目指して検討及び調整を行うということで会議を設置いたしました。

2番の構成員については、教育部長を座長として以下の構成員で会議を行っていきたいと思います。

開催時期については、令和6年1月から9月までということで予定をしております。報告は以上になります。

○**竹内教育長** ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（3）武蔵野市ロードレース2024の開催についてです。

説明をお願いします。

スポーツ推進担当課長。

○**茂木スポーツ推進担当課長** 報告事項（3）でございます。武蔵野市ロードレース2024～市内駅伝競走大会・市民健康マラソン大会～の実施でございます。

本年度は3月17日日曜日に開催いたします。本年度は例年のスタート場所である陸上競技場が公認検定のための工事を行っておりまして、使えない状況になります。そのため日程を調整したものでございます。通常は2月の下旬に開催しております。ちなみに、昨年度は天皇誕生日の関係で都立高入試日程が変更になりました。これによって中学校の定期試験日程が変更になり、中学生の参加が難しい状況になりました。

スタート時間でございます。駅伝が9時半スタート、マラソンが11時15分スタートでございます。

会場でございますが、スタート、ゴールともに、むさしのエコreゾート前。市役所とエコreゾートの間の道路を封鎖しまして行います。

定員は、駅伝が一般の部で80チーム、中学生の部で60チームでございます。マラソンは230名定員でございます。なお、市内中学校には優先枠を設けてございます。

主催、主管、協力は記載のとおりでございます。

チラシ裏面をご覧ください。当日タイムスケジュールが出ております。9時半に駅伝競走がスタートいたしまして、11時15分にマラソンがスタートいたします。

今年度の応募状況でございますが、駅伝は90チームでございます。うち中学生が43チーム、中学生男子26チーム中、16チームが市内チームでございます。女子は17チーム中、14チームが市内チームでございます。一般の部は男子が26チーム、うち14チームが市民の方、女子は2チーム中1チームが市民の方となっております。マラソンは175名の応募がございました。うち市民は120名でございます。

今年度も教育委員の皆様には、裏面にあります表彰式でプレゼンター等、もしご都合がよろしければ参加していただければと思います。実は昨年度、清水委員、井口委員、渡邊委員にご参加いただきましてありがとうございます。極寒の中、そして、非常に風が強い中、見ていただきまして、本当につらい思いをさせて申し訳なかったと思っております。今年度も控室をご用意してございますけれども、今年度の開催が3月になりますので昨年度のような状況はないと思っております。もしご都合がよろしければご参加いただきたく事務局までご連絡ください。詳細は、そのときにご案内させていただきます。

以上でございます。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 今回は様々な状況から3月17日ということで、この開催、結構ありなんじゃないのかなと思ったりしております。

また、今お話ありましたように、去年表彰式にも参加したわけですがけれども、数名のチームは表彰式を前に帰ってしまったことがあったと思うんですね。当然それはお伝えしていると思うんですがけれども、せっかく表彰するときにはいない状況がちょろちょろ出

てきましたので、ぜひ表彰式、特に表彰されそうな方々であったりチームには残っていただけるように、さらなる声かけをしていただけたらなと思いました。

以上でございます。

○竹内教育長 スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 ありがとうございます。

今回、表彰式は、体育館正面の階段を上ったコミュニティデッキで行います。参加者への案内が滞りなくいくように、現場でのアテンドをしっかりと実施していきたいと思えます。ありがとうございます。

○竹内教育長 ほかいかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水教育長職務代理者 いろいろ教育委員のことを配慮していただきまして、ありがとうございます。

昨年、中学生のチームが全然出られなくて寂しいなと思ったんですけども、今回はたくさん出られるということで大変良かったなと思っています。中学の卒業式の前の日ですよね、この日ね。それもいいのかなと、ありかなと思いますけれども、これ、毎年これからもやっていくことになると思いますので、ぜひその辺の都立入試だとか定期テストだとか、その辺の日程もこれからも考慮していただけるといいなと思っております。

以上です。

○竹内教育長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（4）令和5年度第8回武蔵野市子ども図書館文芸賞受賞者についてです。

説明をお願いします。

図書館長。

○森本図書館長 図書館から説明させていただきます。

5番の武蔵野市子ども図書館文芸賞についてでございます。

今年も子ども図書館文芸賞を実施しまして、昨年、作品を募集させていただきました。今回、受賞者が決定をいたしましたので、報告をさせていただきます。

資料をご覧ください、1番のまず作品の総数といたしましては900点超の応募をいただきました。内訳といたしまして、2番で書かせていただいておりますけれども、こ

ちらの表のとおり各部門おおむね傾向としては例年どおりかなというところで、読書感想文のほうが多くなっているような状況でございます。3番の受賞者でございますけれども、裏面に表記をさせていただいておりますが、18名選ばせていただきました。今年度も気持ちの籠もった作品を多数いただいたと認識をしているところでございます。

今後ですけれども、4番以降に表させていただいております。表彰式を今月25日、土曜日に14時から、中央図書館の3階視聴覚ホールにて開催をさせていただきます。今後、受賞者に通知をさせていただいた上で、2月15日号市報及びホームページに掲載をさせていただいて、作品集を配付をしていきたいと考えております。

報告は以上です。

○竹内教育長 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 受賞者の結果、審査結果を拝見いたしますと、成蹊小学校が7名、五中が8名、あと1、1、1というように、なっているんですけども、もうちょっとほかの学校にも、周知というところで頑張ったほうがいいのかなと。恐らく学校でこれ出してみようみたいな働きかけもあったのかもしれませんが、もっと市内の学校に広がるといいなと思いました。

以上です。

○竹内教育長 図書館長。

○森本図書館長 ご意見ありがとうございます。

確かに学校によってばらつきがあるというところはあるところでございまして、周知については、例年一般的に考えられるところについては、もうとにかくまくというところはさせていただいているんですけども、今後ちょっと効果的な周知について研究しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 ほかよろしいでしょうか。

岩崎委員、どうぞ。

○岩崎委員 私もこの結果を見て、第五中学校と成蹊小学校の受賞が多いことから、これらの学校には熱心な先生がいて、その結果として応募総数の母数自体も多いのかななどと推測しました。成果が上がっている学校の取組からは学ぶことが多いので、その取組自体を他の学校にも紹介できると、武蔵野市の学校教育全体に波及効果があると思いま

す。その意味では、指導者についても賞があっても良いと思いました。

質問になりますが、第五中学校の指導者、あるいは成蹊小学校の指導者は、国語の教員なのか司書教諭なのか、あるいは学校図書館司書なのか、情報があれば教えてください。また、学校の取組を指導課と情報共有はなされているかも教えてください。

○竹内教育長 指導課長。

○荒井指導課長 基本的に読書感想文指導は、国語科の授業の中で行われることが最も一般的であると考えます。ご指摘のとおり学校司書が本の紹介やこうした本でというところの紹介をすることはありますが、書き方の指導などについては教員の指導範囲内かと思えます。

図書館との情報共有についてですけれども、読書感想文の書き方とかそういったこと以外でも広く連携をしておりますが、来年度以降は研修も含めて一層広範に連携をしていきたいということで、現在検討を進めているところです。

以上です。

○竹内教育長 成蹊小学校は数年前に教育委員さんで視察に行きましたけれども、長くあそこは国語を教科担任制でなさっているらしいですね。それから、作文指導についても相当に力を入れていらっしゃるの、関係が多分あるんだと思います。

井口委員、どうぞ。

○井口委員 この文芸賞、今回受賞が決まった方は本当におめでとうございますということと同時に、この規定外の6点というのがとても何か残念で、ほかの賞でも出てくるんですけども、外部でなくてこの市の中でやることですので、この6点は何か救う手段はなかったのかなとか、または募集のところで、その規定をもうちょっと周知とか何かなかったのか。6点のうちどんなような形で規定外になってしまったのか、その辺の情報はいかがなんでしょうか。

○竹内教育長 図書館長。

○森本図書館長 規定外になったものが6点あったというところなんですけれども、その内容といたしましては、その対象外の本といいますか、具体的に言うと、要項にも記載があるんですけども、漫画を読んで感想を書いたというところが多いものになっております。あとは字数オーバーと、規定の字数がありますので、そのオーバーと、あと複数部に応募というところが規定外というところになっております。

その要項の中でもルールは一般的に示してあるので、その書き方をもう少し例えば

目立たせるとかそういった工夫はできるかと思imasuので、できるだけ、せっかく出していただいたのに規定外というのは、すごくご本人としてももったいないなというところはありますので、そういったところの周知は今後図っていきたいと思っております。

以上です。

○竹内教育長 ほかよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○竹内教育長 次に、その他です。その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 特にございません。

◎閉会の辞

○竹内教育長 それでは、これをもちまして本日の公開部分の議事については終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和6年3月1日金曜日、午前10時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時54分閉会